

栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業実施規則

第1条 目的

公益社団法人日本栄養士会（以下、日本栄養士会という。）は、栄養ケア・ステーション事業の発展と栄養ケア・ステーション認定制度を構築するための実践的な資料・知見を得るため、栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業（以下、モデル事業という。）を実施することとし、栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業実施規則（以下、本規則という。）を定める。

第2条 認定

1 「認定栄養ケア・ステーション（モデル事業）」の認定

日本栄養士会は、別添の「栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業の趣旨等について」を踏まえ、本規則により、モデル事業の事業者（以下、モデル事業者という。）を「認定栄養ケア・ステーション（モデル事業）」として認定する。

2 「栄養ケア・ステーション」の表記の使用許諾

前項の認定は、「認定栄養ケア・ステーション（モデル事業）」の表記の限りで、「栄養ケア・ステーション」の表記（商標）の使用許諾を兼ねるものとする。

第3条 認定の手続

1 認定の申請

モデル事業者になろうとする者は、都道府県栄養士会を通じて日本栄養士会に所定事項を記載した申請書を提出しなければならない。

2 認定の要件

「認定栄養ケア・ステーション（モデル事業）」の認定の可否は、前項に基づきモデル事業者の認定を申請した者（以下、申請者という。）が、別添の「栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業の趣旨等について」の「第2 栄養ケア・ステーション認定制度」の「2 制度の要旨」所掲の認定要件（以下、認定要件という。）に適合するか否かの判定をもってこれを決する。

3 認定要件の補完

申請者は、前項の判定を受けるに際し、以下の認定要件の一部に限り、誓約書の提出を

もってこれを補完することができる。

認定要件

- (1) 栄養ケア・ステーション事業の趣旨・目的に賛同し、その実現に主体的に協力する意思があること
- (2) 主たる業務を栄養ケアとし、諸業務を適正に実施する意思とそのための能力があること
- (3) 地域住民からのアクセスが容易で栄養ケアのための適切な環境が確保できること
- (4) 採算性をもって事業を継続できる見通しがあること
- (5) 栄養士会栄養ケア・ステーション及び他の認定栄養ケア・ステーションとの間でネットワークを形成し連携・協働する意思があること

第4条 認定の効力

前条第2項の認定はモデル事業の終了をもって効力を失う。

第5条 モデル事業者の移行申請

モデル事業者は、後日、認定栄養ケア・ステーションの認定を得ようとするときは、認定要件の一部に限り、これの充足につき一定期間の猶予を受けることができる。

第6条 「認定栄養ケア・ステーション（モデル事業）」認定証

「認定栄養ケア・ステーション（モデル事業）」認定証の書式・記載事項は別に定める。

第7条 制定・改廃

本規則は理事会の決議をもって制定し改廃する。

以上